

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月6日

【四半期会計期間】 第7期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）

【会社名】 住石ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumiseki Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長崎 駒樹

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 石井 啓二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 石井 啓二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第3四半期 連結累計期間	第7期 第3四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	18,283	14,706	24,604
経常利益 (百万円)	394	240	473
四半期(当期)純利益 (百万円)	343	180	386
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	294	381	355
純資産額 (百万円)	5,782	6,262	5,843
総資産額 (百万円)	16,343	16,803	15,841
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	5.83	3.06	6.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	5.11	2.67	5.75
自己資本比率 (%)	35.4	37.0	36.9

回次	第6期 第3四半期 連結会計期間	第7期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.83	1.32

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、ワンボ社との裁判に関して、控訴審においても当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が勝訴したこと及びワンボ社側が上訴に向けた手続きを開始したことから、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第2 事業の状況、4 事業等のリスク、(3)海外投資リスク」を次のとおり変更します。

#### (3)海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社は、オーストラリアの炭鉱会社であるワンボ社と配当金受領等を巡って争いがあり、裁判による救済を求めて、平成22年7月にオーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所に提訴しました。

第一審の裁判では住石マテリアルズ株式会社の主張を認めた上で、過年度の配当金の一括支払いを命じる判決が平成25年3月に言い渡されました。ワンボ社は当該判決を不服として平成25年8月に控訴しましたが、平成26年9月に却下され、控訴審においても住石マテリアルズ株式会社が勝訴しました。しかしながら、ワンボ社は住石マテリアルズ株式会社の勝訴判決について、平成26年10月にオーストラリア連邦高等裁判所に対し、上訴の前提としての特別許可申請を行いました。当社としては、同裁判所が特別許可を与える可能性は極めて低いと考えておりますが、その結果が当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続いています。一方で、消費税率引き上げや円安に伴う生活商品の値上げにより個人消費などに弱さが見られ、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような事業環境のもとで、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は石炭事業における石炭取扱数量がずれ込み等により減少したため、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高14,706百万円(前年同期比19.6%減)、経常利益240百万円(前年同期比39.0%減)、四半期純利益180百万円(前年同期比47.5%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 石炭事業部門

石炭税が平成26年4月から引き上げられたため一部需要家が前年度中に前倒し輸入したこと、また一部輸入が翌四半期へ遅れたこと等から、石炭取扱数量が前年同期比268千トン減少したため、売上高は13,787百万円(前年同期比21.0%減)、セグメント利益は456百万円(前年同期比27.7%減)となりました。

#### 新素材事業部門

情報通信関連部材用研磨材市場は、底堅い推移が続いているため、売上高は362百万円(前年同期比24.7%増)、セグメント利益は92百万円(前年同期比61.9%増)となりました。

#### 採石事業部門

公共事業による需要が順調で二次製品及び合材工場への出荷が好調、また道路工事向け路盤材の受注増により、売上高は557百万円(前年同期比1.5%増)、セグメント利益は95百万円(前年同期比13.7%増)となりました。

(注)金額には、消費税等は含まれておりません。

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現預金並びに営業債権が減少したものの、商品及び製品並びに投資有価証券が増加した等により、前連結会計年度末に比べて962百万円増加し、16,803百万円となりました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、短期借入金が増加したものの、営業債務が増加したこと等から、前連結会計年度末に比べて542百万円増加し、10,540百万円となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、その他有価証券評価差額金並びに利益剰余金が増加したこと等から、前連結会計年度末に比べて419百万円増加し、6,262百万円となり、自己資本比率は37.0%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、新素材事業部門において支出した5百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,875,853	58,875,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,015,853	66,015,853		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに、以下に定義される第二種配当年率を乗じて算出した額とする。

・「第二種配当年率」は、下記により計算される年率とする。

第二種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 0.5%

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

##### 2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

##### 3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

##### 4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

##### 5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

##### 6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

- (A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。
- (B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- (C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

平成44年8月9日までに取得請求のなかった第二種優先株式は、全て、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を平成44年8月9日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が260円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を260円で除して得られる数の普通株式となる。また、当該平均値が、600円を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を600円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した上で、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	66,015,853	-	2,500	-	300

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,700	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 55,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,792,200	587,922	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 26,453	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,875,853	-	-
	第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	587,922	-

## 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	1,700	-	1,700	0.00
(相互保有株式) 泉汽船株式会社	東京都中央区築地 3丁目9-9	55,500	-	55,500	0.08
計	-	57,200	-	57,200	0.09

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,527	1,343
受取手形及び売掛金	2,036	1,839
商品及び製品	1,548	2,636
仕掛品	135	131
原材料及び貯蔵品	14	17
前渡金	18	2
繰延税金資産	9	9
その他	86	122
流動資産合計	5,376	6,103
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	587	558
機械装置及び運搬具(純額)	14	9
土地	5,365	5,335
リース資産(純額)	60	42
その他(純額)	10	9
有形固定資産合計	6,038	5,953
無形固定資産		
その他	72	60
無形固定資産合計	72	60
投資その他の資産		
投資有価証券	4,141	4,488
その他	638	620
貸倒引当金	444	435
投資その他の資産合計	4,336	4,673
固定資産合計	10,446	10,688
繰延資産		
社債発行費	17	11
繰延資産合計	17	11
資産合計	15,841	16,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	492	1,102
短期借入金	5,304	5,001
1年内償還予定の社債	240	240
未払法人税等	12	10
引当金	31	15
その他	293	181
流動負債合計	6,373	6,551
固定負債		
社債	720	600
長期借入金	1,939	2,313
繰延税金負債	246	366
再評価に係る繰延税金負債	368	368
退職給付に係る負債	178	185
長期預り金	78	80
資産除去債務	29	30
その他	63	44
固定負債合計	3,624	3,989
負債合計	9,998	10,540
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	962	962
利益剰余金	2,013	2,193
自己株式	15	15
株主資本合計	5,461	5,641
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	597	799
土地再評価差額金	215	215
退職給付に係る調整累計額	0	0
その他の包括利益累計額合計	382	584
新株予約権	-	37
純資産合計	5,843	6,262
負債純資産合計	15,841	16,803

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	18,283	14,706
売上原価	16,727	13,305
売上総利益	1,556	1,400
販売費及び一般管理費	1,121	1,115
営業利益	435	285
営業外収益		
受取利息	2	0
受取配当金	23	24
持分法による投資利益	45	38
固定資産賃貸料	43	42
その他	28	17
営業外収益合計	143	124
営業外費用		
支払利息	100	98
その他	83	70
営業外費用合計	183	168
経常利益	394	240
特別利益		
固定資産売却益	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除売却損	3	1
損害賠償金	-	9
訴訟関連費用	31	36
その他	-	2
特別損失合計	35	48
税金等調整前四半期純利益	359	192
法人税、住民税及び事業税	16	13
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	15	12
少数株主損益調整前四半期純利益	343	180
四半期純利益	343	180

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	343	180
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48	201
退職給付に係る調整額	-	0
その他の包括利益合計	48	201
四半期包括利益	294	381
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	294	381
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
個人住宅ローン	327百万円	個人住宅ローン	305百万円

2 偶発債務

(訴訟関係)

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者から損害賠償請求訴訟を提起され、平成26年12月19日に訴状の送達がありました。

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 訴訟の提起があった裁判所 札幌地方裁判所
- (2) 訴訟の提起日 平成26年12月11日

2. 当該訴訟を提起した者

- (1) 訴訟を提起した者 石塚 清 外89名
- (2) 住 所 北海道三笠市 外

3. 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の原因及び提起に至った経緯

平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砒株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきました。その後、数次にわたり請求の追加があり、これまで元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

(2) 訴訟の内容

安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求

(3) 損害賠償請求金総額 1,326百万円

4. 今後の見通し

訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額は不明であります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。

3 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	2百万円		2百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	69百万円	67百万円
のれんの償却額	-	-

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	17,444	290	549	18,283
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-
計	17,444	290	549	18,283
セグメント利益	631	57	84	773

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	773
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	378
四半期連結損益計算書の経常利益	394

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	13,787	362	557	14,706
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-
計	13,787	362	557	14,706
セグメント利益	456	92	95	644

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	644
セグメント間取引消去	-
全社費用（注）	404
四半期連結損益計算書の経常利益	240

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	5円83銭	3円06銭
四半期純利益金額(百万円)	343	180
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	343	180
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,857	58,857
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	5円11銭	2円67銭
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8,330	8,622
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

## (訴訟関係)

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者から損害賠償請求訴訟を提起され、平成26年12月19日に訴状の送達がありました。

その詳細については、「第4 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、注記事項、四半期連結貸借対照表関係、2 偶発債務、訴訟関係」を参照下さい。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 6日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

注記事項（四半期連結貸借対照表関係）に記載されているとおり、会社はじん肺の罹患に関する損害賠償請求訴訟の提起を受けている。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、四半期連結財務諸表に計上されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成26年2月7日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。